

第8章 3階建て建物への直結直圧給水方式の特例

1. 特例に関する基準

(1) 3階以上の建物への給水は原則として受水槽方式とするが、下記の基準に適合する場合は、3階建ての建物への直結直圧給水方式による給水を特例として認める。

項目	基準事項
対象とする建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階建ての建物 ・ 原則として一般住宅、店舗併用住宅、店舗、または集合住宅であること。
現地調査・水理計算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事箇所、またはその付近の配水管最小動水圧を自記録水圧計により24時間測定し、その最小値をもとに水理計算を行い給水可能か判断すること。
分岐対象管口径	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水管がφ50mm以上の配水管から直接分岐されていること。
給水管口径	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分岐元となる配水管より2段落ちまでとし、φ50mm以下とすること。
水道メーター口径	<ul style="list-style-type: none"> ・ φ20mm以上であること。
立ち上り管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階への給水は原則として単独配管とし、屋外の立ち上り部に止水栓を設置すること。
接続器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階の給水用具として湯沸器や水道直結式トイレ等を接続する場合は、作動に必要な最低作動水圧が確保できるよう設計すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者と事前協議を必ず行なうこと。 ・ 上記基準に加え、特例外の工事や無断での改造、増設工事を行わないこと等を遵守するよう、申込者の「直結直圧給水方式の特例にかかる誓約書」(別冊)を提出すること。